

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名

処 分 庁 小牧市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和2年8月24日に提起した処分庁による令和2年8月11日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事案の概要

- 平成30年11月24日、請求人の子である [REDACTED]（以下「主」という。）は、心不全により救急搬送され、翌日の25日より病院に入院することとなった。
- 同月26日、請求人及び主の姉は処分庁へ来所し、主が健康保険に未加入であることなどから生活に困窮するとして、主に対する生活保護の申請を行った。その際、処分庁職員は、請求人らに対して、生活保護制度について説明するとともに、主が保有しているマンション及び自動車については、原則として売却が必要になること、売却による収入があった場合には、法第63条に基づき返還の対象となることを伝えた。
- 平成30年12月4日、処分庁職員は病院を訪れて主と面会し、生活保護制度について説明するとともに、法第63条の適用について説明した。
- 同月10日、処分庁は、主に対して平成30年11月24日より保護を開始する旨の決定を行った。
- 同月18日、主の姉は処分庁へ来所し、処分庁職員に対して、主が保有するマンションのローンについて、主の両足の切断手術による障害により、同月からローンの支払いは不要となり返済免除となることを報告した。
- 同月25日、主は保有するマンションについて、[REDACTED]円で売却する旨の売買契約を締結した。
- 平成31年1月8日、主は死亡し、処分庁は翌日付けで主に対する保護を廃止した。
- 令和元年7月8日、処分庁は、主が生前に負っていた法第63条に基づく保護費の

返還義務を相続したものとして、請求人に対し、本件マンションの売却額のうち、必要経費を控除した [] 円を返還額とする、保護費返還決定処分を行った。

9 同年9月26日、請求人は、上記8の処分を不服として、愛知県知事あて審査請求を提起した。

10 同年11月5日、処分庁は、上記8の処分について職権で取り消した。

11 令和2年8月11日、処分庁は請求人に対し、本件マンションの売却額のうち、必要経費を控除した [] 円を返還額とする、原処分を決定した。

12 同年8月24日、審査請求人は原処分を不服として愛知県知事あてに審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分を取り消す旨の裁決を求める。

(1) 平成30年11月24日に主が入院したが、主に収入がなく健康保険にも加入していないかったため、生活保護の申請をした。そのとき、処分庁職員から持ち家があれば可及的速やかに売却するよう指導され、同年12月25日に主名義で売却した。これらの経緯は、逐次処分庁へ報告している。

(2) その後、処分庁より原処分の通知が届いたが、そこには本件マンションの売買契約書の契約条項第11条に規定される、売主が負担すべき固定資産税、管理費、電気ガス水道料金等の費用のうち、管理費しか必要経費として認定されていなかった。

しかしながら、売買契約上、固定資産税や電気ガス水道料金等は売主が負担することを前提として売買額が設定されていることから、商慣習からして原処分の必要経費にそれらの費用も含めるべきである。

(3) また、請求人は、民法（明治29年法律第89号）により主の権利義務を相続することとなり、主が負っていた負債についても請求人が相続することになる。

しかしながら、処分庁が認定した必要経費は、請求人が本件マンションの売却益から支出した経費のうち一部しか認定されていない。

そうすると、原処分は請求人が相続により取得した資力を超える返還を求めるものであり、超える分については請求人が弁償することとなるが、これは不合理である。

2 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(1) 原処分は、主が負っていた法第63条に基づく保護費の返還義務につき、主が

死亡したことによって、当該債務を請求人が相続したことを理由として、請求人に対して決定したものである。

- (2) 処分庁は、原処分を決定するに当たり、本件マンションの売却益から、所有権移転・抵当権抹消等手数料、登記原因証明情報、家財処分料、マンション管理費、印鑑証明書取得費、後遺障害診断書料（団体信用生命保険用）、平成30年12月分ローン支払額及び身体障害者手帳診断書料を必要経費として認定した他、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-3-(2)-エ-(イ)に基づいて8,000円を収入から控除した上、保護費の返還を決定している。
- (3) 請求人は、必要経費の認定に当たり、上記(2)で掲げたもののに、固定資産税・都市計画税、中部電力電気代、[REDACTED]氏からの貸付金の弁済額、市県民税、自動車税、[REDACTED]における医療費について必要経費として認定すべき旨主張しているが、いずれも本件マンションを売却するにあたって要した費用ということはできないから、必要経費として認定しなかったことに誤りはない。原処分については、法及び関係通知に照らして適切に保護費を算定しているものであることから、違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定されている。
- (2) 法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されている。
- (3) 民法第896条は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない」と規定されている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3-2-(1)では、居住の用に供される家屋の保有について、「保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りではない」とされている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日

付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 第3問 14-答では、ローンにより取得した住宅を保有している者から保護の申請があつた場合の取扱いにつき、「ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用を行うべきではない」とされている。

- (6) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問3-9(答)では、「一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであつて、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合」には、保有を認め保護を適用して差し支えないとされている。

2 原処分の適法性について

(1) 法第63条について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に、とりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとする規定である。

原処分は、主が保有していた本件マンションの売却益につき、売買契約の締結日である平成30年12月25日以降、主自身の最低生活のために活用すべき資力があつたと認定し、売買契約締結日以降に処分庁が支弁した保護費の範囲内で、その保護費の返還を法第63条に基づき求めたものである。

請求人及び処分庁においては、本件の法第63条の適用に当たり、主に必要経費の認定において主張が対立しているが、まず、そもそも本件マンションについて、生活保護制度上、主が最低限度の生活を営むために活用すべき資力であつたと評価されるのか、すなわち保護開始に伴つて直ちに本件マンションを売却し、自身の生活のための費用に充てることの必要性について検討する。

(2) 本件マンションに係る資産の活用の可否について

法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産(中略)を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされ、生活保護を受給する上では、まず自身の資産を活用することが必要とされている。そして、本件マンションのような家屋についても、法第4条にいう「資産」に当たる。したがって、売却等の方法により金銭に替えることで、自身の最低生活に活用しなければならないのが原則である。

もっとも、居住の用に供される家屋については、局長通知第3-2-(1)に

おいて、原則として保有を認めることとされている。その場合には、保護の開始後も継続して当該家屋を保有することができ、売却することによって自身の最低生活のための費用に充てる必要はない。

本件記録によれば、本件マンションは平成30年11月24日に主が入院するまでの間、主が住居として使用していたものと考えられ、本件マンションは主の居住の用に供される家屋であると認められる。

局長通知によれば、居住の用に供される家屋については、処分価値が著しく大きいなどの特別な事情がない限りは保有が容認されるべきところ、処分庁は、最初に保護の相談があった平成30年11月26日の時点から、本件マンションの保有を否認した上で、本件マンションを売却しなければならない旨指導していることが認められる。

○ 処分庁から提出された資料によれば、処分庁は、同日の請求人及び主の姉からの面接相談の中で、主は両足の壊死がひどく心臓の治療が一段落したら両足を切断することが見込まれること及び主は本件マンションについて住宅ローンが残っていることを聴取した。そして、これらの事情を踏まえ、①主は退院後にマンションへ帰宅し生活することが困難であること、②主には住宅ローンが残っており、住宅ローン完済前の家屋を保有している者については、原則として保護の適用を行うべきではないことを根拠として、本件マンションの保有を否認し売却するよう指導したものと認められる。以下、①及び②を理由とする保有否認の判断の妥当性について検討する。

ア ①を理由とする保有否認の判断について

○ まず①について、処分庁は、主の両足を切断しなければならないという病状から、今後の居宅生活の可能性がないものと判断したものと思われる。確かに、一般に両足を切断した者について、入院期間が相当長期になることが見込まれ、退院後においても居宅での自立した生活が困難になることは容易に想像される。しかしながら、そうした場合であっても、障害福祉サービスや介護保険サービスを活用しながら居宅での生活を継続することは可能であり、仮に居宅での生活が不可能と評価される場合であっても、退院後の入所先が具体的に定まり、従前の住居での居住が困難と認められた段階ではじめて保有を否認すれば足りるものと考えられる。

また、前記のとおり、居住用の不動産の保有については、生活保護制度上、原則として容認されているが、その趣旨は、居住用の不動産が、住まいという生活の基盤となるものであること、また場合によっては、将来的に生活保護から自立するに際して、継続して保有を認めることが被保護者の自立の助長に資することにあると考えられる。

したがって、主が保護開始の当初から長期の入院が見込まれていたとして

も、それを理由として直ちに居住家屋の保有を否認し、売却するよう指導することは不当な指導というべきである。

イ ②を理由とする保有否認の判断について

次に、処分庁は、本件マンションの保有を否認した理由として、②ローン完済前の住宅を保有している者については原則保護の適用を行うべきではないことを挙げている。

ローンの債務が残ったマンションの保有については、課長通知第3-問 14-答にあるとおり、原則として保護の適用を行うべきではなく、仮に現に生活に困窮するなどして直ちに保護が必要となるケースには、保護を適用した上で、当該マンションの保有を否認し、後に売却するよう指導することになる。

本件では、処分庁は、主に対し直ちに保護が必要であると判断し、ローン付きの本件マンションの保有については否認しつつ、保護を開始したとも考えられるが、本件記録によれば、主は両足を手術により切断することとなつた結果、高度障害を理由とした団体信用生命保険の適用によって、本件マンションのローンの返済が免除され、少なくとも平成30年12月18日には、処分庁はその事実を主の姉より聴取して把握していたものと認められる。

そうすると、少なくとも本件マンションの売買契約締結日（平成30年12月25日）前である平成30年12月18日の時点において、本件マンションの保有につき、ローン付きであることを理由とした保有の否認はできないというべきであり、その事実を認識し得たにもかかわらず、保有の否認を継続し売却指導を継続したことは、法及びそれに関連する各通知の規定に反する不当なものと言わざるを得ない。

（3）原処分の適法性について

上記のとおり、原処分は、本件マンションの売却益につき、売買契約の締結日である平成30年12月25日以降、主自身の最低生活のために活用すべき資力があったと認定し、売買契約締結日以降に処分庁が支弁した保護費の範囲内で、その保護費の返還を法第63条に基づき求めたものであるところ、そもそもマンションの保有を否認したことに対する根拠はなく、売却するよう指導したことが不当であると言わざるを得ない。したがって、マンションの売却益につき、返還額を算定する際に控除すべき必要経費の適否について判断するまでもなく、処分庁の不当な指導により売却されたマンションの売却益に係る保護費の返還を求める原処分は、不当であると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、原処分は法及び関係通知等の規定に反する不当な処分であると認められ、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律

第68号) 第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年2月5日

愛知県知事 大村秀章

